

熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、本市における附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により市が設置する行政執行のために必要な調停、審査、審議又は調査を行う機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 当該附属機関の法令又は条例（規則及び規程を含む。）の規定により、会議が非公開とされているとき。
- (2) 熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）第7条第1項に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。
- (4) 当該会議の公開又は非公開が決定していない場合において、当該会議の公開又は非公開について協議を行うとき。

2 前項の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開又は非公開の決定)

第4条 附属機関の長は、前条に規定する基準に基づき、会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

2 附属機関の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開にかかる部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 附属機関の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 所管課長は、公開により、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の7日前までに、会議開催のお知らせ（様式第1号）により、公表するものとする。ただし、会議の開催について緊急を要する場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項の公表は、附属機関の会議のお知らせを情報公開コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

(傍聴手続等)

第6条 附属機関は、公開する会議における傍聴人の定員及び傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

- 2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。
- 3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。

(遵守事項)

第7条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 附属機関の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) はち巻き及び腕章等の示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 談話、飲食及び喫煙等をしないこと。
- (6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

(会議の秩序維持)

第8条 附属機関の長は、会議を公開するに当たって会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に前条の遵守事項に従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

- 2 附属機関の長は、傍聴人が前条の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第9条 附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するものとする。ただし、配布が困難と認められるときは、会場において傍聴人の閲覧に供するよう努めるものとする。

(会議記録の写しの閲覧)

第10条 附属機関は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに会議記録(様式第2号)を作成し、当該会議記録の写しを情報公開コーナーに備え置き、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

- 2 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とした場合であっても、当該会議に係る会議記録について会議の概要等を記載することにより、公開するように努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、附属機関の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関において別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。(平成29年2月1日総合政策部長決裁)

会議開催のお知らせ

附属機関の名称	
開催日時	
開催場所	
議題	
傍聴人の定員	
傍聴手続	
問い合わせ先 (所管課)	
その他	

会議記録

附属機関の名称	
開催日時	
開催場所	
出席者	
傍聴人	名
問い合わせ先 (所管課)	
内容	【議題】 【内容】